

受診される方へのお知らせ

初診時選定療養費について

初診時（※）には、他の保険医療機関等から所定の「診療情報提供書」（紹介状）をご持参ください。紹介状がなくても受診できますが（一部診療科を除く。）、その場合には診療費とは別に保険外併用療養費制度による初診時選定療養費（自費）として医科 7,700 円（税込）／歯科 7,700 円（税込）をお支払いいただきます。

但し、以下に該当する方は初診時選定療養費の徴収対象外となります。

- ・ 緊急やむを得ない場合に該当する方
 - ・ 他の保険医療機関等からの紹介無しに受診した場合で正当な理由に該当する方
 - ・ 特定の疾患等で公費負担医療を受給されている方
- （乳幼児医療費制度、義務教育就学児医療費助成制度、高校生等医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度は徴収の対象となります。）

※当院で診療継続中に他の傷病が発生し、診療継続中の診療科を受診する同日に新たに別の診療科を受診する場合や、当該診療科を予約なく受診する場合で、その科を前回受診した日から1月以上経過していた場合（患者さんが任意に診療を中止した場合等）、原則として初診の扱いになります。但し、前回受診時と同一病名又は同一症状で診療を受ける場合はその限りではありません。医学的に初診としての判断は診療科担当医が行います。

再診時選定療養費について

当院から他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、患者さんの希望により引き続き当院を受診される場合は、診療費とは別に保険外併用療養費制度による再診時選定療養費（自費）として医科 3,300 円（税込）／歯科 3,300 円（税込）を受診の都度お支払いいただきます。

但し、以下に該当する方は再診時選定療養費の徴収対象外となります。

- ・ 緊急やむを得ない場合に該当する方
 - ・ 他の保険医療機関等からの紹介無しに受診した場合で正当な理由に該当する方
 - ・ 特定の疾患等で公費負担医療を受給されている方
- （乳幼児医療費制度、義務教育就学児医療費助成制度、高校生等医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度は徴収の対象となります。）

自由診療について

当院では、自由診療にて診療を受ける場合、治療費の適正額を明確にするため保険点数の1点20円＋消費税にて請求させていただきます。